第2号様式(第4条第2項、第15条第1項関係)

誓約書

　輪之内町排水設備工事指定業者申請者及びその役員は、輪之内町下水道排水設備工事指定業者規程第6条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　　年　　月　　日

　　輪之内町長　　　　様

申請者

営業所名

営業所所在地

代表者氏名

〔輪之内町下水道排水設備工事指定業者規程〕抜粋

　(指定業者の指定基準)

第6条　町長は、第5条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

　(1)　営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。

　(2)　工事の施工に必要な設備及び器材を有する者であること。

　(3)　岐阜県内に営業所がある者であること。

　(4)　次のいずれにも該当しない者であること。

　　ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　イ　第15条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

　　ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　　エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　　オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの